

明石市空家等の適正な管理に関する条例

空家等の適正な管理に関し、必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産を保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

空家等の所有者等の責務…空家等の所有者又は管理者は、特定空家等(※)の要件として定められている状態(「管理不全な状態」)にならないよう常に自らの責任において適正に維持管理しなければならない。(3条)

定義(2条)

- 市民等…市内に居住する者並びに本市の区域内に滞在する者(通勤、通学等をする者を含む。)及び区域内を通過する者をいう。
- その他必要な用語は空家等対策の推進に関する特別措置法において使用する用語の例による。

調査の申出(4条)

調査(5条1項)

立入調査等(5条~6条)

助言・指導(7条1項)

勧告(7条2項)

命令(7条3項) 公示・標識の設置 (7条11・12項)、命令基準(10条)

代執行(7条9項)

過料(13条)

簡易代執行(7条10項)

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置

応急措置(11条)

不測の緊急事態に、危険回避の為、必要な措置を講じる。措置に要した費用は当該特定空家等の所有者等に負担させる。

弁明の機会(8条)救済

弁明の機会(7条4~8項)救済

公表・標識の設置(9条)

特定空家等とは(※)

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。